


令和8年（2026年）2月26日（木）15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>水痘の注意報発令について</p>
<p>配付資料</p>	<p>水痘の流行について（注意報）</p>
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>令和8年第8週（令和8年2月16日～令和8年2月22日）（速報値）において、紋別保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数が1人となり、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するために注意報を発令したのでお知らせします。</p> <p>なお、管内市町村、医師会等に感染予防を徹底するための周知をします。</p> <p>※注意報レベル：定点医療機関あたり水痘報告数が1週間で1名以上</p> <p>※管内市町村：紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>&lt;水痘予防のポイント&gt;</b></p> <p>1 水痘の原因病原体である水痘帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。</p> <p>平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。</p> <p>2 学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。</p> </div>
<p>他クラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 健康推進課長 田村 周子</p> <p>電話 0158-23-3108 FAX 0158-23-1009</p> <p>※この発表についてのお問い合わせは、17:30までに上記へお願いします。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

# 水痘の流行について（注意報）

令和8年（2026年）2月26日（木）15時00分

北海道紋別保健所  
電話：0158-23-3108

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第8週（令和8年2月16日～令和8年2月22日）において、紋別保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数は、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、紋別保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 水痘とは

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

### 2 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

### 3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（）内は1定点あたりの患者数 単位：人

	第4週 (1/19～1/25)	第5週 (1/26～2/1)	第6週 (2/2～2/8)	第7週 (2/9～2/15)	第8週 (2/16～2/22)
紋別保健所	1(0.50)	-	-	1(0.50)	2(1.00)
全道	63(0.62)	49(0.48)	60(0.59)	53(0.52)	集計中
全国	960(0.42)	712(0.31)	770(0.33)	集計中	集計中

※第8週の患者報告数は速報値。

第7週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	1	2	1